

5 議案第5号関係

(1) おいらせ町個人情報保護条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (抜粋)
(第1条関係)

改正案	現行
<p>第4条 おいらせ町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第26条の次に次の1条を加える。 (情報提供等記録の提供先等への通知)</p> <p>第26条の2 実施機関は、訂正等の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する電子計算機に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>第4条 おいらせ町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第26条の次に次の1条を加える。 (情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第26条の2 実施機関は、訂正等の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する電子計算機に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

(2) おいらせ町個人情報保護条例 新旧対照表 (抜粋) (第2条関係)

改正案	現行
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第26条の3において同じ)に規定する電子計算機に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>第24条 何人も、第21条第1項又は第22条第2項の規定により実施機関から開示を受けた自己</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する電子計算機に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>第24条 何人も、第21条第1項又は第22条第2項の規定により実施機関から開示を受けた自己</p>

改 正 案	現 行
<p>を本人とする個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む、以下同じ。）又は利用停止（以下「訂正等」という。）の請求をすることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当該特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この号及び次号において同じ。）を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(5) 略</p>	<p>を本人とする個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む、以下同じ。）又は利用停止（以下「訂正等」という。）の請求をすることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当該特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この号及び次号において同じ。）を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(5) 略</p>
<p>第26条の2 <u>実施機関は、訂正等の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する電子計算機に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</p> <p>第26条の3 開示決定等、訂正・利用停止の決定</p>	<p>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</p>

改 正 案	現 行
<p>又は開示請求若しくは訂正・利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</p>	<p>第26条の2 開示決定等、訂正・利用停止の決定 又は開示請求若しくは訂正・利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</p>

注：おいらせ町個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年おいらせ町条例第29号）の施行により第26条の2が追加される。